放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立て等について

- O NHKでは、放送受信料の支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然と してお支払いをいただいていない方々に、強制執行の実施を予告したうえで、お支払い をお願いしてきました。
- それでもなお、お支払いをいただけない30人の方々について、本日、その所在地を 管轄する地方裁判所に対し、強制執行の申立書を発送しました。
- このうちの28人は、5月24日に強制執行の実施を予告した36人のうち、お支払 いに応じていただけない方々です。

残る2人は、平成22年11月および平成23年9月にそれぞれ予告し、その後一部のお支払いをいただいたものの、全額のお支払いをいただいていない方々です。

○ 今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

■対象者 19都道県 30人

(東京都4・新潟県1・山梨県1・神奈川県3・埼玉県1・兵庫県4※・和歌山県1・奈良県1・

滋賀県3・愛知県1・岡山県1・長崎県1・大分県1・佐賀県1・山形県1・岩手県2・

北海道1※・愛媛県1・徳島県1、数字は人数)

※兵庫県の1人は平成23年9月20日、北海道の1人は平成22年11月16日の実施予告対象者

- ■新潟県・山梨県・和歌山県・奈良県・大分県・山形県・岩手県・徳島県・愛知県・岡山県での申し立ては初。
- ■なお、5月24日に予告した対象者36人のうち、7人(東京都2・埼玉県1・京都府1・山口県1・ 北海道2)から、支払いまたは支払いの申し出をいただきました。1人(東京都)は対応中です。
- 〇 さらに、本日、新たに11人の方々に、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、 強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送 しました。(支払期限:平成24年6月22日)

【予告の概要】

■対象者 8都道府県 11人

(東京都1・埼玉県1・栃木県1・京都府1・兵庫県4・奈良県1・三重県1・北海道1、数字は人数)

■栃木県・三重県での予告は初めてです。